（国外電子決済手段移転等に係る告知書の記載事項）

第十一条の七　法第四条の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　国外電子決済手段移転等の依頼をする者の氏名又は名称、住所（国内に住所を有しない者にあっては、第六条第一項に規定する場所。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は令第九条の七第四項の規定により読み替えて適用する令第五条第二項の規定に該当する個人にあっては、氏名又は名称及び住所）

二　国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容

三　国外電子決済手段移転等の依頼をする者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

四　国外電子決済手段移転等の依頼をする者が法人課税信託の受託者である場合（当該国外電子決済手段移転等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には、当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

五　その他参考となるべき事項

（国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の本邦通貨への換算の方法）

第十一条の八　令第九条の九第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国外電子決済手段移転等をした同号に掲げる電子決済手段の価額をその表示される外国通貨の金額とみなして、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）第三十五条第二号に規定する相場を用いて本邦通貨に換算する方法とする。

２　令第九条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める方法は、国外電子決済手段移転等をした同号に掲げる電子決済手段の当該国外電子決済手段移転等をした日における相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法とする。

（国外電子決済手段移転等調書の記載事項）

第十一条の九　法第四条の五第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その国外電子決済手段移転等をした顧客の氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称）

二　その国外電子決済手段移転等をした顧客の住所（国内に住所を有しない者にあっては、第六条第一項に規定する場所）

三　その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類、名称及び価額

四　その国外電子決済手段移転等をした年月日

五　その国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書に記載されている第十一条の七第二号の国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容

六　その国外電子決済手段移転等に係る国外電子決済手段勘定を設定された電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するものの名称

七　前号の国外電子決済手段勘定を設定している者の氏名又は名称

八　その国外電子決済手段移転等に係る相手国名

九　その国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書に記載されている第十一条の七第三号に規定する納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

十　その国外電子決済手段移転等に係る法第四条の四第一項の告知書に記載されている第十一条の七第四号に規定する法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地

十一　その他参考となるべき事項

（国外電子決済手段移転等調書の提出方法等）

第十一条の十　第十一条の規定は、法第四条の五第二項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定又は令第九条の十において準用する令第九条の規定を適用する場合について準用する。

附　則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定及び第十一条の五の見出しの改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第三項前段、第七条及び第八条第四項の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六項第四号」を「第六項第三号」に改め、同項第一号中「第六項第五号」を「第六項第四号」に改め、同条第六項中「第六号」を「第五号」に改め、同項第二号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第七項中「第二号ハ⑵に係る部分に限る。）」を「第三号」に、「同号イ⑵」を「同項第二号イ⑵」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第九項中「、同号ハ中「情報（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本産業規格Ａ列四番以下であるときは、⑴に掲げる情報に限る。）」とあるのは「情報」と」を削る。